

鳥取市宇倍野財産区管理会通学費(高校生等)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市宇倍野財産区管理会通学費（高校生等）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、バスにより通学する鳥取市内の高等学校等（青翔開智中学校及び鳥取大学附属小中学校（以下「小中学校」という。）を含む。）の生徒又は児童（国府町に在住する者に限る。以下「生徒等」という。）の保護者に対し、その通学費用を補助することにより、当該保護者の負担を軽減することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 3か月（4/1～6/30、7/1～9/30、10/1～12/31、1/1～3/31）のバス定期券購入事業
- (2) 6か月（4/1～9/30、10/1～3/31）のバス定期券購入事業
- (3) 小中学校のバス定期券購入事業（4/1～8/31、8/16～12/31、1/1～3/31 の期間内とし、各期間において、1人につき1回限りとする。）

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、生徒の保護者とする（鳥取市高校生等通学費助成事業の対象者は除く。）。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費は、バスで通学するための定期券購入費とする。ただし、仕入控除税額（消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額）を除く。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、次の表の算定方法に定めるところにより算定し、予算の範囲内で交付する。

算定方法	摘要
------	----

1 2月分を限度として、生徒等1人につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める方法とする。 (1) 高等学校 定期券の額に20%を乗じた額（10円未満切捨て） (2) 小中学校 定期券の額に30%を乗じた額（10円未満切捨て）	定期券の紛失、盗難等による再購入に対する再度の補助は認めない。
---	--

（交付申請）

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続を併合するものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、鳥取市宇倍野財産区管理会通学費（高校生等）補助金交付申請書兼請求書（別記様式）を市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

3 仕入控除税額が明らかでないときは、第5条の規定にかかわらず仕入控除税額を含む補助対象経費の額の範囲内で交付申請することができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、仕入控除税額を含む額の範囲で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

5 申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が交付決定控除税額を超える時は、速やかに市長に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（着手届の提出）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、要しないものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、要しないものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様

鳥取市宇倍野財産区管理会通学費(高校生等)補助金交付申請書兼請求書

鳥取市宇倍野財産区管理会通学費(高校生等)補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。なお、交付決定後は交付決定額を請求します。

また、補助金の受領は日ノ丸自動車株式会社 代表取締役委任します。

1. 申請者(通学定期券利用者の保護者)

フリガナ			
氏 名	⑩ (自署の場合は押印不要)		
住 所	〒		
電話番号 (日中連絡のつく番号)			

2. 通学定期券利用者

フリガナ			
氏 名			
生年月日	平成 年 月 日	学年	年生

3. 通学定期券情報

乗車区間	(自宅側)	(学校側)	
	バス停 ⇄ バス停		
定期券種類 (通用期間)	☐ 3か月 (~)	☐ 6か月 (~)	☐ 小中学校 (~)
定期券額	円		

4. 補助金交付申請額

円

市役所記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付決定額	円
--------	--------------------	-------	-------	---

5. 振込先 補助金が交付決定された場合は下記の振込先口座へ振り込んでください。

銀行名	支店名	口座種別	口座番号
フリガナ 口座名義人			

☐ 私は、免税事業者であり消費税の確定申告の義務はありません。